

役員及び評議員の報酬及び 費用弁償等に関する規程

社会福祉法人 みどりのこみち会

霞 台 保 育 園

平成17年4月1日制定

社会福祉法人「みどりのこみち会」
役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりのこみち会の理事及び監事並びに評議員(以下役員という)の報酬及び費用弁償等に関して必要な事項を定めるものである。

(役員報酬)

第2条 定款第8条並びに同21条に基づき、役員は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会に出席したときは、費用弁償として5,000円を支給する事が出来る。

(旅 費)

第4条 役員が、第3条に定める会議以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合には、旅費及び宿泊費を支給する事が出来る。

- ② 前項の旅費は、社会福祉法人みどりのこみち会旅費規程に基づき支給するものとする。

付 則

この規則は平成17年4月1日から実施する。

この規則は平成29年4月1日から実施する。